添付書類（ロ）

略　　歴　　書（登録申請者）

［記入注意］
1　職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
2　勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

ふりがな 氏　　名				生年月日	
建　築　士　の　資　格	一級建築士 □ 二級建築士 □ 木造建築士 □ な　し □	登録番号	第　　号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	

学歴	年　月　日	学校名及び学科名	卒業・修了・中退の別

職歴	期　間 年月　～　年月	勤　務　先	地位　・　職名

添付書類（ロ）

略　　歴　　書（管理建築士）

［記入注意］
1　職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
2　勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

ふりがな 氏　　名				生年月日	
建　築　士　の　資　格	一級建築士 □ 二級建築士 □ 木造建築士 □ な　し □	登録番号	第　　号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	

学歴	年　月　日	学校名及び学科名	卒業・修了・中退の別

職歴	期　間 年月　～　年月	勤　務　先	地位　・　職名

第六号書式（第二十条関係）（A）4

添付書類（ハ）

誓　　約　　書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和　　年　　月　　日

登録申請者の氏名又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

群馬県指定事務所登録機関
一般社団法人群馬県建築士事務所協会会長　あて

記

1　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
2　拘禁刑以上の刑に処せられたこと（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁固以上の刑に処せられた者を含む。11において同じ。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から５年を経過しない者
3　建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から５年を経過しない者
4　建築士法第９条第１項第４号又は第10条第１項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者
5　建築士法第26条第１項又は第２項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取り消しの日から起算して５年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となつた事実があった日以前１年内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して５年を経過しないもの）
6　建築士法第26条第２項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日以前１年内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
7　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から５年を経過しない者（９において「暴力団員等」という。）
8　精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
9　暴力団員等がその事業活動を支配する者
10　建築士事務所について建築士法第24条第１項及び第２項に規定する要件を欠く者
11　拘禁刑以上の刑に処せられた者（2に該当する者を除く。）
12　建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者(3に該当する者を除く。)

［記入注意］
1　登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
2　２から９まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記載してください。

第六号書式（第二十条関係）（Ａ４）

添付書類（イ）

業　務　概　要　書

［記入注意］
1　最近のものから順次記入してください。
2　［例］

甲野太郎	東京都	甲野ビル 貸事務所	鉄筋コンクリート造 三階建て 延べ500平方メートル	設計及び 工事監理	令和 １．８．１ ２．１．１０

注文者	建築物 所在地 都道府県名	建築物の名称 及び用途	構造及び規模	業務内容	期間

登 録 有 効 期 限	令和　　年　　月　　日から 令和　　年　　月　　日まで

建築士事務所の名称

登録申請者の氏名
（法人の場合は名称及び代表者名）

建築士事務所の区分　　一級 ・ 二級 ・ 木造　建築士事務所

群馬県指定事務所登録機関　受付欄